

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和2年9月3日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

現在の新型コロナ禍において、政府・東京都・〇〇区が対策として「新しい日常」を国民に対して生活様式の変化を求めています。特に生活保護制度利用者の場合、福祉事務所による生活指導という形によって、単なる要請ではなく受給者に対しては強制力を持つこととなります。よって、憲法で定められた主権者たる国民の権利として「新しい日常」による生活様式に対応するために以下の内容を求めます。

- (1) マスクの着用、外出時のシャワーにより頻繁なウイルスの除去、アルコールによる手指及び住居内の消毒、衣服の早期交換・洗濯による

ウイルスの除去、掃除機によるウイルス等の排除等の新しい生活様式に対応する原資となる扶助又は現物の支給。

- (2) 企業等へのテレワークの推進により、ハローワーク窓口への出入りや就職活動時の求人検索、ZOOM面接等のコロナ禍による新しい生活様式下での就職活動による自立を目指すために必要な、P C、W i f i 等の環境整備に必要な原資となる扶助又は現物の支給。
- (3) コロナ禍による新しい生活様式への対応により外食等の食生活の変化、生産・流通等の経済活動の変化によって生存するために必要な飲食物の高騰に対応する原資となる扶助又は現物の支給。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 4 月 1 日	諮問
令和 3 年 5 月 2 7 日	審議（第 5 5 回第 1 部会）
令和 3 年 6 月 2 4 日	審議（第 5 6 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準・種類

法 8 条 1 項の規定は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者

の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和2年10月1日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して、「・基準改定」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、処分庁に対し、新しい生活様式に対応した扶助又は現物の支給を求めている。

しかし、処分庁に対して作為を求める請求は、行政不服審査法に基づく審査請求の対象には当たらない（同法2条及び3条）から、取り

上げることのできないものである。そして、本件処分が上記 1 の法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。新生活についての経費を保護基準に算入するかについては、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断に委ねられており、当審査会の審査の範囲をこえる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹